

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴口 里則
[公 印 省 略]

感染症法に基づく就業制限の解除に関する 取扱いの周知徹底について（ご連絡）

拝啓 平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課並びに老人保健課より標題の件につきまして、事務連絡が発出されました。資料を添付し、ご連絡申し上げます。

事務連絡では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の第 18 条に規定されている就業制限の解除に関する取扱いについて分かりやすく整理されており、企業等が勤務を開始する従業員に対し、証明を求めることを控えるように示されています。

また、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日（令和 4 年 1 月 28 日一部改正）では、濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の 7 日間を待たずに、4 日目及び 5 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合、5 日目に待機を解除する取扱いを実施できること等が示されています。現在、濃厚接触者が 5 日目に職場復帰するためには、抗原定性検査キットが必要ですが、需給が逼迫しているため、濃厚接触者の待機期間短縮（7 日から 5 日へ）のためのみに、ご使用いただきたいとのことです。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をよろしくお願いいたします。

敬具

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局長 山田剛
事務局 木村能子 担当：佐藤里美・口野沙和
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp